

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会業務執行理事職務権限規程

平成29年4月1日

規程第122号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第21条第4項の規定に基づき、業務執行理事の職務権限について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、業務執行理事とは、定款第18条第3項に規定する常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 業務執行理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を遵守し誠実に職務を遂行し、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務権限)

第4条 業務執行理事の職務権限は次に掲げるとおりとする。

- 1 会長を補佐し、また、会長と分担の上、この法人の業務を執行する
- 2 会長に事故あるときは、代表権を除く、会長の業務執行に係る職務を代行する
- 3 事務分掌に基づき職員の業務状況を監督する
- 4 事業計画に基づき事業の遂行を監督する
- 5 予算執行状況を監督する
- 6 別に定める決裁規程に基づく事務決裁
- 7 毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、下記の事項について、会長と分担の上、理事会に報告する
 - (1) 部門別の事業活動の概況
 - (2) 月次決算（四半期決算・半期決算）
 - (3) 四半期（半期）事業報告
 - (4) 事業及び経理上生じた重要事項
 - (5) 内部監査の状況
 - (6) 各種委員会その他重要な組織の活動状況
 - (7) 行政庁等に対する届出等のうち重要なもの
 - (8) 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
 - (9) その他、理事会より報告を求められた事項

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。